

社会福祉



特集

どんな声も受け止める ～相談から始まる困窮支援～

総合受付
info



第一地区コミュニティセンター
小松市社会福祉協議会

こまつふれあい支援センター 小松市ボランティア活動センター



小松市社会福祉協議会の皆さん

目次 CONTENTS

- 特集1 「どんな声も受け止める
～相談から始まる困窮支援～」 2**
- ・能登半島地震復興支援『地域支え合いセンターです』
社協ネットワーク～県外避難者支援の取り組み～ 5
 - 生活支援相談員活動から見る被災住民の実態調査 6
 - 地域を支える力～各団体による被災者支援の取り組み～ 7
 - ・社会福祉法人の力を地域に
「地域における公益的な取組」の発信率100%へ
～地域とともに歩む法人の姿を発信しましょう～ 8

災害情報@いしかわ(FB)はちら ➞



ホームページはちら ➞



特集

どんな声も受け止める 相談から始まる困窮支援



小松市社協
こまつふれあい支援センター
相談支援員 中西 功さん

日々の暮らしの中で、ふと立ち止まってしまうような悩みや不安に出会うことがあります。そんなとき、地域で寄り添い、相談を受けとめる存在が社会福祉協議会（以下「社協」）です。

社協では、生活困窮者自立支援事業、生活福祉資金貸付事業等を通して、悩みごとや困りごと、日々の生活中に不安を抱えている方々に寄り添い、一緒に解決に向けた道を考えています。

今回の特集では、小松市社会福祉協議会「こまつふれあい支援センター」において、相談支援員をされている中西功さんに、日々どのような相談事を受け止め、どのように支援を行っているか、お話を伺いました。

Q どんな方が相談に来ますか。

支配人というのは多くの従業員、お客様、地域の方々に支えられて成り立つ立場ですが、次の仕事を考えたときに、人生最後の仕事は自分が支える側に回りたいという思いで、今の仕事を選びました。

小松市には工場がたくさんありますが、派遣社員として県外から来て、

まってしまうような悩みや不安に出会うことがあります。そんなとき、地域で寄り添い、相談を受けとめる存在が社会福祉協議会（以下「社協」）です。

Q 最初に中西さんご自身の経験についてお聞かせください。

前職はホテルの支配人をしておりました。バブルの頃の支出の感覚が抜けず、支出超過になってしまふと

いう従業員の家計相談に多く乗つており、役に立てばファイナンシャルプランナーの資格を取りました。

Q 相談へのきっかけはどのようなものがありますか。

コロナ禍において、生活福祉資金の特例貸付を行いましたが、これによつて社協の存在が広く認知されたことで、直接、社協の窓口に相談に来られる方が増えたように思います。

Q 具体的な支援の内容を教えてください。



また、市役所に食べ物やお金に困っているという相談をした方が社協を紹介されるケースもあります。ほかにハローワークで求職活動をしている方が職業相談の中でも窮状を訴え、社協につながることもあります。

例えば、お金に困っているという方がいれば、一緒に家計見直しを行います。見直しの際には、できるだけ、本人にとってストレスが少なく、節約などが持続するような部分を提案するようになります。食費の節約は、我慢が重なると続きません。そのため、携帯電話を格安に変えるなど、固定費の削減を優先していま





支援の中で食べ物に困っている方へは、生活に必要な食糧の提供を行なっています。

時には、本人も何に使ったのかわからないという場合があり、詳しく述べると、本人に精神疾患があり、その状態（気分が高揚する症状）のときに大きな買い物をしてしまったといったことがあります。そのような場合には日常生活自立支援事業の金銭管理を行います。家計支援を行つたうえで、どうしてもお金が足りないときには、生活福祉資金の貸付を利用します。

時には、債務整理を一緒に行つこともあります。本人が多重債務を抱

きに大きな買い物をしてしまったといふことがあります。そのような場合には日常生活自立支援事業の金銭管理を行います。家計支援を行つたうえで、どうしてもお金が足りないときには、生活福祉資金の貸付を利用します。

Q 相談支援をする際に意識していることはありますか。

相談者に公共料金や家賃の支払いの遅れがある際には、相談者自身に支払い猶予の交渉をしていただいております。あくまで「自立支援」であるため、今後社協の支援を離れた後も、相談者自身で生活を切り開いていけるようにするためです。



県社協職員としても、中西さんのお話から、相談支援の姿勢を学ばせていただきました。

相談者に公共料金や家賃の支払いの遅れがある際には、相談者自身に支払い猶予の交渉をしていただいております。あくまで「自立支援」であるため、今後社協の支援を離れた後も、相談者自身で生活を切り開いていけるようにするためです。

他には、DV被害を受けていた方から「今は暴力のない普通の生活を送っています」とお知らせをいたいただいたときは、本当に嬉しく、支援のやりがいを感じます。

え、返済のために手元にお金が残らない場合には、社協とつながりのある弁護士や司法書士を紹介し債務整理を促します。相談者の中には「債務整理＝破産」のイメージがあります。怖いものと思っている人もいます。しかし、適切に債務整理をすることは、返済による家計の圧迫を軽減できる場合があります。

弁護士との相談には三〇分などの時間制限があるため、限られた時間の中で現在の債務状況や三ヶ月間の収支状況をわかりやすく示す必要があります。個人でこれらの準備をするのは大変なので、必要な書類や情報の整理を行うなど、サポートを行うようにしています。

また、申込者の中には多重債務を抱えている方もおり、その際に相談

する必要性があつた際に、普段から繋がりのある不動産会社に相談し、翌日に転居が可能となつたケースもあります。

Q 日々の業務の中で大切にしていることはありますか。

する弁護士・司法書士とのつながりも大切にしています。これらは社協職員の地縁や前職のときからのつながり、あるいは民生委員の方とのつながりを活かしています。

関係する方々とのつながりです。次の仕事や住居のためには派遣会社や地元の不動産会社とのつながりも欠かせません。例えば、過去にDV被害を受けている若い女性から相談があり、緊急で今の住居から離れる必要性があつた際に、普段から繋がりのある不動産会社に相談し、翌日に転居が可能となつたケースもあります。

Q 相談支援をしていてどんなことにやりがいを感じますか。

貸付によって相談者の生活が立ち直った姿を見たときによかったと感じます。たとえば、教育支援資金の貸付によって進学した生徒が卒業し、立派に働いていることが分かつた時は嬉しいものです。

以前、相談に来られた方が働いているお店に偶然立ち寄ったことがあります。その時は本人の働いている姿を見ることができただけでなく、お店の方にも頑張って働いているといったお話を伺え、とても嬉しかったことをおぼえています。

ただ一方で、相談したからといつてすべての問題がすぐに解決するわけではありません。社協での相談だけでは終わらず、その後のアフター・フォローも含めて、より丁寧に寄り添っていくことが大切だと感じています。

Q どのような相談支援員を目指していきたいか。

相談を断らないという姿勢をこれからも大切にしていきたいです。どんなケースにも改善に至る方法があると考えています。一人すべての相談に対して支援していくことは難しいです。ですが、小松市社協の職員には、長く地域に関わってこられた方、私が以前ホテルマンをしていましたように、営業職の経験がある方や、地区的民生委員を務めている方など、さまざまなバックグラウンドを持つ方がいます。

それぞれの知識やつながりをいかしチームで協力することで今後も、相談にこられる方に寄り添つた支援をしていきたいです。

まとめ

今回の取材を通して、相談支援の体制づくりには、様々な人とのつながりを広げていくこと、そしてチームで関わることが重要であると感じました。「支援」と一口に言つても、その背景や事情は人によってさまざまです。住まい、仕事、お金、人とのつながり。どの要素が欠けても暮らしの土台は不安定になり、ちよつとしたきっかけで今までの生活が搖らいでしまうことがあります。そうした時に、小松市社協のように、地域で相談を受けとめ、一緒に解決の糸口を探してくれる存在があることは、何よりの安心につながるのではないか。

社協の相談支援は、単に「制度につなぐ」だけではなく、相談者の気持ちを受け止めながら、地域のさまざまな人々や機関と協力し、支え合う姿勢を大切にしています。

困窮の背景にあるのは、決して特別な事情ばかりではなく、誰にとつても起っこり得る日常の延長線上のことです。だからこそ、どんなことでも安心して相談できる地域であることが大切だと考えます。今回の特集が、社協を身近に感じていただくなれば幸いです。

令和7年度
社会福祉施設
総合損害補償

しせつの損害補償

インターネットで保険料試算できます

ふくしの保険

検索

◆加入対象は、社協の会員である社会福祉法人等が運営する社会福祉施設です。

プラン① 施設業務の補償 (賠償責任保険、動産総合保険等)

① 基本補償(賠償・見舞)

▶ 保険金額		基本補償(A型)	見舞費用付補償(B型)
賠償事故	身体賠償(1名・1事故)	2億円・10億円	2億円・10億円
	財物賠償(1事故)	2,000万円	2,000万円
	受託・管理財物賠償(期間中)	200万円	200万円
	うち現金支払限度額(期間中)	20万円	20万円
	人格権侵害(期間中)	1,000万円	1,000万円
	身体・財物の損壊を伴わない経済的損失(期間中)	1,000万円	1,000万円
お見舞い等	徘徊時賠償(期間中)	2,000万円	2,000万円
	事故対応特別費用(期間中)	500万円	500万円
	被害者対応費用(1名につき)	1事故10万円限度	1事故10万円限度
	傷害見舞費用	死亡時100万円 入院時1~7万円 通院時1~3.5万円	

▶ 年額保険料(掛金)		保険期間 1年
定 員	基本補償(A型)	
補基本(A型)	1~50名	35,000~61,460円
付見舞費用(B型)	51~100名	68,270~97,000円
	100名以降1名~10名増ごと	1,500円
基本補償(A型) 保険料	+	【見舞費用加算】 定員1名あたり 入所: 1,300円 通所: 1,390円



- プラン② 施設利用者の補償
- プラン③ 職員等の補償
- プラン④ 法人役員等の補償

●この保険は全国社会福祉協議会が損害保険会社と一緒に締結する団体契約(賠償責任保険、医師賠償責任保険、看護職賠償責任保険、雇用賃賃責任保険、役員賃賃責任保険、サイバー保険、普通傷害保険、労働災害総合保険、約定履行費用保険、動産総合保険、費用・利益保険)です。

●このご案内は概要を説明したもので、詳細は「しせつの損害補償」手引またはホームページをご参照ください。

団体契約者 **社会福祉法人 全国社会福祉協議会**

〈引受幹事〉 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課
〈保険会社〉 TEL: 03(3349)5137

受付時間: 平日の9:00~17:00(土日・祝日・年末年始を除きます。)

取扱代理店 **株式会社 福祉保険サービス**

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F
TEL: 03(3581)4667

受付時間: 平日の9:30~17:30(土日・祝日・年末年始を除きます。)

(SJ24-11108 より抜粋)

能登半島地震復興支援『地域支え合いセンター』です

いつものあした
ふだんのくらし

1 社協ネットワーク～県外避難者支援の取り組み～

石川県から委託を受けた全国の社協において、県外に避難された被災者が相談や交流できる環境づくりが行われています。全国の社協の皆様による温かいご支援に、心から感謝申し上げます。

Kyoto

『きまっし能登カフェ』

**京都府
社協**

京都府では、京都府社会福祉協議会と日本保健医療社会福祉学会の主催により2025年春から被災者カフェを開催いただいている。

6月の会では、被災者14名とそのご家族計18名が参加されました。

これから先も京都で生活される方や地元に戻るか悩んでいる方など状況は様々ですが、一人ひとりの思いに丁寧に寄り添いながら対応されていました。

参加者からは、「離れていても故郷のことはいつも気になっている。この会では地元の情報を知ることができるので助かる」と話されていました。



前回も参加された方も多く、「久しぶり、元気やった？」と再会を喜ぶ声も聞かれました。

Fukui

『きまっし能登カフェ』

**福井市
社協**

福井市では、福井市社会福祉協議会の主催により今年7月に被災者カフェが開催され、被災者3名が参加されました。

看護師による健康相談のほか、ハンドマッサージ、オカリナ演奏など、多彩なプログラムを準備してくださいり、少人数ではありましたが密度の濃い時間を過ごしました。

参加者からは「気がかりだったことを相談できて不安が和らいだ。目の前が明るくなった」「福井に来てから初めて同郷の方に会えて嬉しかった」といった感想が寄せられました。



心あたたまる時間の締めくくりに、参加者のみなさんと運営スタッフで集合写真を一枚。

Aichi

『じんのび能登カフェ』

**名古屋市
社協**

名古屋市では、能登半島地震避難者支援ネットワークあいち（事務局：認定NPO法人レスキューストックヤード）と被災者支援ボランティアセンターなごや（社福 名古屋市社会福祉協議会）の主催により2024年夏から被災者カフェを開催いただいている。

6月の会では、被災者5人とそのご家族計12人が参加されました。交流や相談のほか、ジャガイモ収穫体験や寄植え体験を企画いただきました。

一緒に参加されたご家族からは「頑なに断っていた母が愛知県に居を移した。言葉にしないが相当のストレスと不安な毎日を送っているなか、このような集いを開いていただきありがたい」と話されていたのが印象的でした。



「能登にいたときは苗をたくさん植えてたんや」と久しぶりの土いじりに笑顔があふれていきました。

Toyama

『能登ふれあいカフェ in 高岡』

**高岡市
社協**

高岡市では、高岡市社会福祉協議会の主催により今年7月に被災者カフェが開催され、被災者7名が参加されました。

最初はみなさん緊張されている様子でしたが、お弁当やお菓子を食べながら同郷について語り合ううちに、だんだんと表情も柔らかくなっていました。

中には、能登に帰りたいが今後の生活について不安を抱えている方もいらっしゃり、当日参加していた石川県職員に相談している姿も見られました。参加者からは「まだ土地勘はないが、ここで能登出身の方とつながれてよかった」というお話を伺えました。



会話が盛り上がるにつれ自然と能登の方言が飛び交い、和やかな雰囲気が広がっていました。

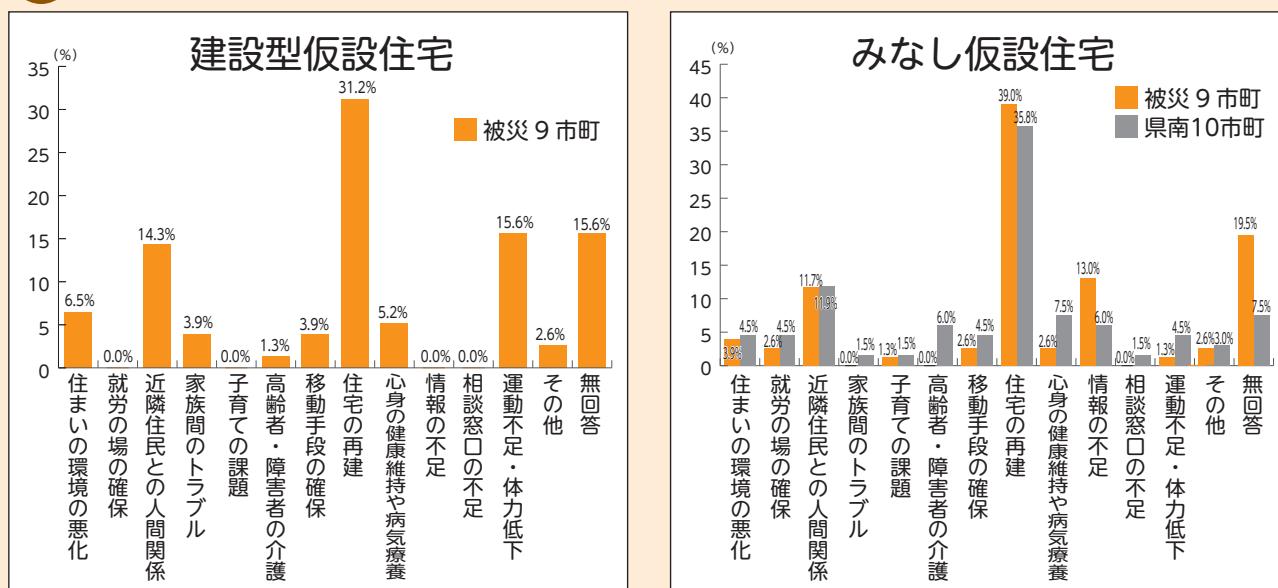
2 生活支援相談員活動から見る被災住民の実態調査

被災者の最も身近な見守り・相談者として、被災者的心に寄り添いながら生活支援相談員が日々訪問活動などの支援を行っています。

生活支援相談員の視点から、震災後1年の被災者の現状や生活実態を明らかにし、この先の被災者の生活を支えていくための支援方策を見出すため、生活支援相談員を対象に実態調査を実施しました。実態調査結果の一部をご紹介します。

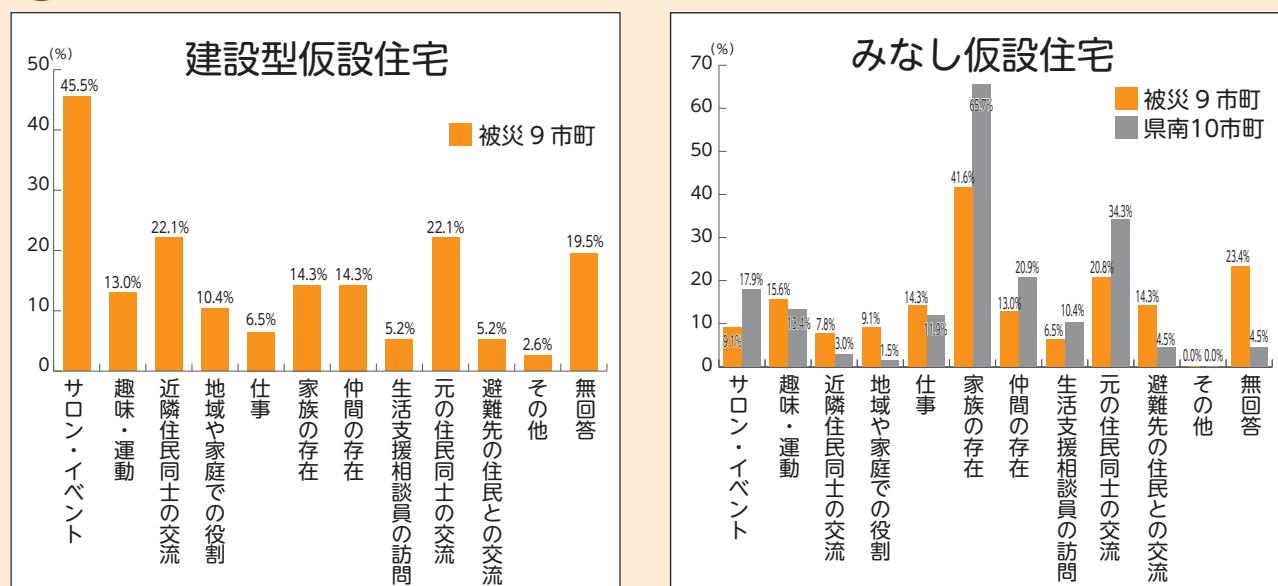
- ◆ 調査対象 被災者見守り・相談支援等事業に令和6年度関わった生活支援相談員
- ◆ 方 法 生活支援相談員への郵送調査
- ◆ 実施期間 令和7年4月1日～4月25日
- ◆ 回 答 数 144件（被災9市町77件、県南10市町67件）

Q 住民の生活上の課題



居所に関わらず、住宅の再建が生活上の課題と感じています。建設型・みなし仮設住宅に住んでいる方は、新たな近隣住民との人間関係に配慮されていることが見えてきます。

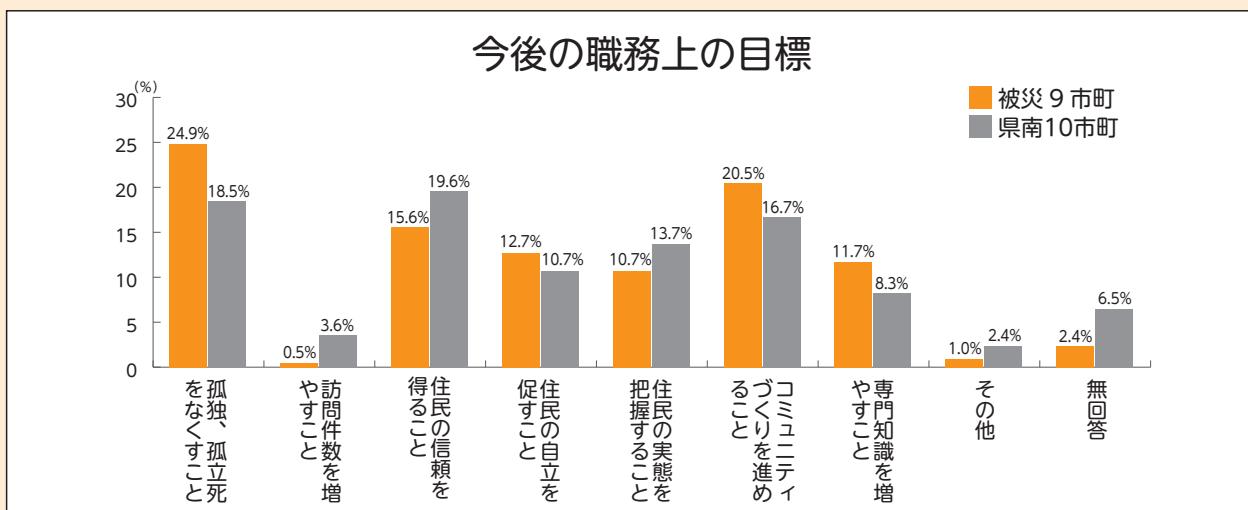
Q 住民が生きがいにしていること（複数回答）



人との交流や家族の存在を生きがいにされている方が多く、交流のツールとして、サロン・イベントを活用されていることが推測されます。特に、県内10市町のみなし仮設住宅では、新たな土地で家族や元の住民同士が支え合って生活をされていることがうかがい知れ、それが途切れることがないよう支援していくことが必要です。

今回の調査で、生活支援相談員自身の状況についてもお聞きしました。

Q 今後の職務上の目標（複数回答）



全県で、孤独、孤立死をなくすことへの意気込みが数字に表れています。被災9市町では、震災により崩壊したコミュニティの再生を目指しており、県南10市町では住民の信頼を得ることから地道に進めていこうとしていることがうかがえます。

本調査の全容、会和6年度実績「被災者見守り・相談支援等事業の取り組み」をホームページに掲載しています。



生活支援相談員活動から見る 被災住民の実態調査



被災者見守り・相談支援等事業の取り組み (令和6年度実績)

連載

地域を支える力～各団体による被災者支援の取り組み～

発災後、多様な団体がそれぞれの強みや専門性を活かしながら被災者の生活支援や地域の復興に取り組んでいます。このコーナーでは、各団体の活動の様子や活動に込められた想いをご紹介します。

令和6年能登半島地震の発生を受け、石川県視覚障害者協会では、金沢市視覚障害者地域生活支援センターと共に、石川県が進める災害対策に協力すること、能登地区自治体が取り組む活動に協力することを目的に、視覚障害者支援本部を設置し、視覚障害のある被災者への支援に取り組んでいます。

その主な活動内容は、視覚障害のある被災者の安否確認と支援に必要な情報収集、1.5次避難所における支援、書類の代筆・代読支援などの2次避難先における支援、災害見舞金の取り扱い、公費解体手続きの支援、医療機関退院や仮設住宅入居に向けての支援などが挙げられます。また、復興に向けて、被災した視覚障害のある和倉温泉マッサージ師が働くことができるよう、石川県が実施する「地域コミュニティ再建事業」に参加し、送迎などの支援活動を行っています。

住所：石川県金沢市芳斎 1 丁目 15 番 26 号
TEL 076-222-8781 FAX 076-222-1821
ホームページ <http://ishishikyo.jp>



社会福祉法人の力を地域に

「地域における公益的な取組」の発信率100%へ ～地域とともに歩む法人の姿を発信しましょう～

平成28年4月から、すべての社会福祉法人に「地域における公益的な取組」（以下、取組）が責務とされ、今年で約9年が経ちました。各法人は毎年6月末までに提出する「現況報告書等」で、実施した取組内容について報告することになっています。

※現況報告書「11-2. 地域における公益的な取組（地域公益事業含む）」に設問が設けられています。

令和7年度の結果では、石川県内の取組記載状況は約87%、約30法人が未記載で公開されています（9月24日現在、石川県社協調べ）。

各法人では地域課題に向き合い、ニーズに即した特色ある実践を重ねていると思いますので、記載漏れのないよう、その成果を現況報告書に記載しましょう（記載がなければ、「責務を果たしていない」と受け取られるおそれがあります）。

『WAM NET』情報サイトで全国の社会福祉法人の現況報告書等が公表されています。
他法人の記載内容などを参考に自法人の取組を考えてみてはいかがでしょうか。

令和8年度の現況報告書では、ぜひ漏れなく「地域における公益的な取組」の内容をご記載ください。

日本国内でのボランティア活動中のケガや賠償責任を補償！！

令和7年度

ボランティア活動保険

商品パンフレットは
コチラから
(ふくしの保険ホームページ) 

保険金額・年間保険料（1名あたり）

保険金の種類		プラン	基本プラン	天災・地震補償プラン
ケガの補償	死亡保険金		1,040万円	
	後遺障害保険金		1,040万円(限度額)	
	入院保険金日額		6,500円	
	手術	入院中の手術	65,000円	
	保険金	外来の手術	32,500円	
	通院保険金日額		4,000円	
の賠 償責任 保険	地震・噴火・津波による死傷	X	O	
	賠償責任保険金 (対人・対物共通)		5億円(限度額)	
年間保険料		350円	500円	

<重要>

- ◆基本プランでは地震・噴火・津波に起因する死傷は補償されません。
- ◆年度途中でご加入される場合も左記の保険料となります。
- ◆中途脱退による保険料の返金はありません。
- ◆中途でボランティアの入替や、ご加入プランの変更はできません。
- ◆ご加入は、お1人につきいずれかのプラン1口のみとなります。



ボランティア行事用保険

（傷害保険、国内旅行傷害保険特約付傷害保険、賠償責任保険）

送迎サービス補償

（傷害保険）

福祉サービス総合補償

（傷害保険、賠償責任保険、約定履行費用保険（オプション））

●このご案内は概要を説明したものです。詳細は、「ボランティア活動保険パンフレット」にてご確認ください。●

団体契約者

社会福祉法人 全国社会福祉協議会

〈引受幹事〉損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部 第二課

TEL: 03(3349)5137

受付時間：平日の9:00～17:00（土日・祝日、年末年始を除きます。）

この保険は、全国社会福祉協議会が損害保険会社と一緒に締結する団体契約です。

取扱代理店

株式会社 福祉保険サービス

〒100-0013 東京都千代田区霞が関3丁目3番2号 新霞が関ビル17F

TEL: 03(3581)4667

受付時間：平日の9:30～17:30（土日・祝日、年末年始を除きます。）

（SJ24-10057より抜粋）

ふれあいネットワーク 社会福祉 第322号 <令和7年9月発行>

社会福祉法人石川県社会福祉協議会

金沢市本多町3-1-10 URL: https://www.isk-shakyo.or.jp/

TEL: 076-224-1212

FAX: 076-222-8900

